

「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」に係る

共同ワーキング・チームにおける検討結果（報告）

1. 背景等

総務省に設置されている独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会（以下「会計基準等部会」という。）と財務省に設置されている財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会（以下「法制・公会計部会」という。）は、「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」（以下「基本的な指針」という。）を取りまとめ、平成 29 年 9 月 1 日に公表した。

この基本的な指針を踏まえ、会計基準等部会と法制・公会計部会の下に設置された共同ワーキング・チーム（以下「共同ワーキング・チーム」という。）において検討を重ね、「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」（以下「事業報告ガイドライン」という。）及び『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』（以下「基準及び注解」という。）の改訂案として取りまとめ、会計基準等部会において平成 30 年 8 月 31 日に、法制・公会計部会において平成 30 年 9 月 3 日にそれぞれ了承された。

また、平成 30 年 7 月 5 日に企業会計審議会より「監査基準の改訂に関する意見書」が公表され、企業会計の監査基準が改訂された。

以上を踏まえ、現行の「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」について、共同ワーキング・チームにおいて改訂の検討を行った結果を報告するものである。

2. 改訂の内容（案）

- 基本的な指針で整理した内容や、基準及び注解における定義等の改訂等を踏まえた所要の修正
- 事業報告書のうち「会計に関する部分」について、実務上の取扱いを踏まえて、より具体的に定義
- 企業会計の監査の基準の改訂に伴う、監査報告書の記載区分等の変更についての修正

以 上